

広島大学学術情報リポジトリ

Hiroshima University Institutional Repository

Title	仁治度厳島神社竈殿の復元的研究
Author(s)	山口, 佳巳
Citation	厳島研究 : 広島大学世界遺産・厳島-内海の歴史と文化プロジェクト研究センター研究成果報告書 , 5 : 13 - 24
Issue Date	2009-03-31
DOI	
Self DOI	
URL	https://ir.lib.hiroshima-u.ac.jp/00049156
Right	
Relation	



仁治度厳島神社竈殿の復元的研究

広島大学大学院文学研究科博士課程後期 山口佳巳

一、はじめに

厳島神社には、かつて「竈殿」という社殿が存在した。一般的に竈殿というと、神饌を炊く場所として大炊殿（大炊屋）と同義に使われる場合と、釜の湯が沸き立つ音（釜鳴）で神意を伺う祭場となる竈神殿を示す場合がある。詳しくは後述するが、厳島神社の竈殿はその後者に相当する社殿と考えられる。しかし、厳島神社の竈殿は現存しておらず、いずれの場所に、いつまで存在したのかすら未詳である。

厳島神社は、平清盛による仁安三年（一一六八）頃の造営以来、建永二年（一二〇七）と貞応二年（一二三三）の二度、焼失した。二度目の火災後の再建工事は、仁治二年（一二四一）にほぼ終了し、内宮（現在の厳島神社）の遷宮が行われた。その仁治度再建に際して、必要な建築用材が列記された材木注文が、現在まで伝わっている。

そこで、本稿では、厳島神社の竈殿について、その沿革を辿った上で、仁治度再建時の姿を、材木注文の記述を用いて具体的に復元考察することにした。

厳島神社以外に目を遣っても、竈神殿と確定されている現存遺構は、近世の建立となる吉備津神社御釜殿¹⁾（図1参照）を挙げるのみであり、中世の竈神殿の構造形式を十分に知ることは難しい。本稿で復元した

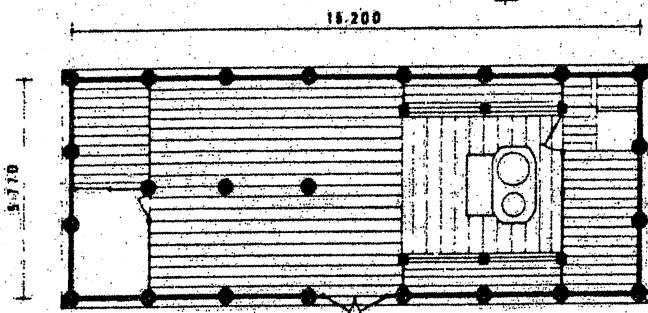


図1 吉備津神社御釜殿平面図

仁治度竈殿により、他の神社にも散在していたであろう中世の竈神殿の構造形式を解明する足掛かりとなれば幸いである。

なお、本稿の内容の一部は、広島史学研究会大会にて口頭発表済み²⁾である。

二、竈殿の沿革

竈殿は、平清盛造営時の社殿を規模とともに列記した仁安三年の「伊都岐島社神主佐伯景弘解³⁾」に「六間二面同（檜皮葺）釜神殿屋一宇」とあるのが初見であり、仁安度より存在が確認される重要な社殿である。

二度にわたる火災の後、暦仁二年（一二三九）の「伊都岐島社未造分屋材木等注進状⁴⁾（以下、「暦仁材木注進状」とする）」に「竈殿、五間一面」とあり、再建のための材木が注文されている。そして、仁治二年の「伊都岐島社神官等申状案⁵⁾（以下、「神官等申状」とする）」には「竈殿一宇、五間一面（板葺）」（「」内は割註、以下同じ）と、造営済みの社殿として挙げられていることから、暦仁二年正月から仁治二年四月までの間に再建されたことが知られる。なお、「暦仁材木注進状」において、「檜皮百井」が注文されているので、檜皮葺とする計画であったことが分かるが、「神官等申状」に見える完成した竈殿は、格式の下がる「板葺」と明記されており、途中で計画が変更されたものと考えられる。また、間面記法による規模を見ると、仁治度再建に当たり、仁安造営時の六間二面の規模を五間一面に縮小して建てられたことが分かる。

このように、規模を縮小し、格式を下げたもので再建されたのであるが、管見によると、正安二年（一二三〇）の「伊都岐島社未造殿舎造営料言上状案⁶⁾」に「竈神殿一宇、五間一面」と記されたのを最後に、竈殿に関する記述は見られなくなる。

厳島神社の竈殿は、「竈（釜）神殿」とも称されていることから、釜鳴の神事⁷⁾が行われていた社殿としてよい。竈殿と称される社殿は、文献上見られなくなるが、十六世紀中期から後期にかけて、大内氏や毛利氏により湯立神事⁸⁾が行われた記録⁸⁾が数多く残っている。その湯立神事は、後に「湯立舞殿」⁹⁾

や「湯立舞台」¹⁰⁾、「湯立殿」¹¹⁾等と称された社殿で行われていたものと考えられる。このように、竈及び釜を使った湯立てという同質の神事が催されていたことから、仁治度までの竈殿が後世の湯立殿に継承された可能性は十分にある。

海上で湯立てを行うのは、竈を設ける必要上、困難であるので、竈殿は陸上に存していたとするのが穩当であろう。また、後世の湯立殿に継承されたならば、『芸州巖島図会』に見られる(図2参照)ような客神社後方、現在の神馬舎付近にあったものと考えられる。

三、仁治度竈殿の復元

(一) 復元史料

仁治度竈殿の復元史料として、曆仁二年に注進された「曆仁材木注進状」を用いたい。この文書は、付属社殿の材木注文であり、再建に必要な建築用材が、その員数と寸法とともに挙げられている。ここでは、そのうち、竈殿部分を以下に示しておく。なお、引用史料中、『』内は朱筆を表す。

一 竈殿 五間一面

- 『八十人』 柱二十本(長一丈二尺、口八寸)
- 『卅六人』 梁五支(長一丈八尺、方七寸)
- 『八人』 鴨居二支(長一丈一尺、方七寸)
- 『廿四人』 肱木廿四支(長五尺、弘六寸、厚五寸)



図2 『芸州巖島図会』に見える湯立殿

- 『六十人』 桁棟十二支(長二丈二尺、弘六寸、厚五寸)
- 『五十人』 垂木五十支(長一丈三尺、弘四寸、厚三寸、ソリ二寸)
- 『十三人』 腰折垂木廿五支(長九尺、弘四寸、厚三寸)
- 『三人』 宇立六支(長四尺、弘七寸、厚三寸)
- 『六人』 猪子差十二支(長七尺、弘六寸、厚三寸)
- 『三十人』 木舞六十支(長二丈二尺、四三寸)
- 『四十八人』 萱居六支(長二丈二尺、弘六寸、厚五寸、ソリ三寸)
- 『五十六人』 破風六枚内(四枚、長一丈四尺、弘一尺四寸、厚三寸、二枚、長九尺、弘尺四寸、厚三寸)
- 『卅人』 を抹消修正
- 『二百四十人』 裏板百廿枚(長二丈二尺、二寸半)
- 『百八十人』 足固下桁三十支(長二丈二尺、五六)
- 『百六十人』 板敷板四十枚(長二丈二尺、三寸半)
- 『三百人』 長押三十支(長一丈八尺、方七寸)
- 妻戸一本
- 『八人』 冠木二支(長九尺、方七寸)
- 『一人』 方立二枚(長八尺、弘八寸、厚二寸)
- 『二人』 間草風走二支(長九尺、弘五寸、厚三寸)
- 『四人』 戸板四枚(長八尺、弘一尺四寸、厚二寸)
- 『三十人』 二間料比樽三十寸
- 『百廿人』 佐久利板百廿枚(長九尺、弘一尺二寸、厚一寸五分、十二間分)
- 借葺樽千寸
- 『六十六人』 大床柱三本(長三尺、口六寸)
- 『三人』 張桁十支(長四尺、四三寸)
- 『十六人』 大床桁二支(長二丈二尺、五六)
- 『二百人』 檜皮百井
- 『六十人』 立竿三十支(長二丈二尺、四五)
- 『七十人』 木枕七十支(長二丈五尺、四三寸)

已上

大小材木七百廿四支 借葺樽千寸

檜皮百井

「准人夫千八百七十八人」

(中略)

右、太略注進如件、

「曆仁二」(嘉禎五を抹消) 年正月 日

「曆仁材木注進状」に挙げられたのは、建築用材である。したがって、建築部材として使うためには、表面の仕上げ削りや材端の継手仕口等の加工が必要となる。本稿においては、角材の幅や成、丸材の直径は五分ずつ削って成形したと推定しておくことにする。また、板材に関しては、幅は使用部位に応じて必要な部分を削り、厚みは五分削るものとした。長さについては、それぞれ必要な分を残して、切除したものと考えた¹²⁾。

(二) 仁治度竈殿の概要

まず、材木注文から復元される仁治度竈殿の概要について述べておきたい。「五間一面」で、二十本の柱が注文されていることから、桁行五間・梁間二間の身舎に一間通りの庇を平側に付けた平面であることが分かる¹³⁾。板敷とし、「板敷板」(床板)は、「足固下桁」(大引・足固貫・根太)によって支えられる。身舎廻り及び庇廻りは、「長押」によって固められ、身舎妻面の中央柱を除くすべての柱上には「肱木」(舟肘木)を置く。各梁上は「宇立」(扱首束)と「猪子差」(扱首竿)より成る扱首とする。「垂木」と「腰折垂木」という長さの異なる二種の化粧垂木が注文されており、それらを配すると、片流れにつき、二十五列と算定され、一軒疎垂木であったことが分かる。天井の用材は挙げられていないので、化粧屋根裏であったことが知られ、檜皮葺とし、瓦棟(瓦木等の注文がない)としていたと考えられる。

側廻りは、「佐久利板」(壁板)による板壁とし、妻戸を一箇所に設ける。また、「大床柱」・「大床桁」等が注文されていることから、一部に縁があったことが知られる。

(三) 復元の詳細

以下に、平面寸法及び各部材の寸法に関して詳しく考察していきたい。

【平面】

「曆仁材木注進状」に「竈殿、五間一面」とある。先述したように、二十本の柱が注文されていることから、「五間一面」は桁行五間・梁間二間の身舎の平側一面に一間通りの庇を付した平面であることが確定される。

ここで、いずれの面に庇を付すかを考えてみたい。仁安度において二面庇(おそらく正背面)に庇が付いていたが、仁治再建の際に、規模を縮小され一面庇となった。詳しくは後述するが、妻戸は平側に設けられていたと考えられる。その妻戸は一箇所にしかなく、竈殿の出入口である可能性が高いので、妻戸があるのが正面としてよい。

注文された「長一丈二尺」の柱を、身舎柱として切除分なく最大限に使うとした場合、庇柱の長さは九尺八寸七分五厘となる¹⁴⁾。階段等はないので、縁の高さはせいぜい一尺五寸程が想定され、縁長押及び内法長押を廻らせると、内法高(縁長押・内法長押間)は六尺五寸程となる。そこに妻戸を設けたために、さらに「冠木」(妻戸の長押)と「間草風走」(無目敷居と無目鴨居)を付けるので、開口部の内法高(無目敷居・無目鴨居間)は四尺九寸五分程となる。これはあくまでも、身舎柱を最大限に使う場合であり、実際には注文された柱をいくらか切除することが想定され、開口部として低すぎるので、妻戸を庇に設けるとは考えにくい。すなわち、妻戸は身舎正面に設けられていたとするのが妥当であり、庇は身舎背面に付いたのであろう。

各柱間寸法は、同じく五間一面とする仁治度楽屋¹⁵⁾を参照したい。まず、桁行柱間については、竈殿に注文された「桁棟」(桁・棟木)の長さ及び員数が楽屋のそれと同一であるので、桁行柱間は楽屋と同じ六尺五寸で、全長は三丈二尺五寸としても大過はあるまい。

次に、梁間の柱間寸法を決定したい。楽屋は、「長一丈七尺」の身舎梁に対して、身舎梁間を一丈三尺とし、「長一丈」の繫梁に対して、庇梁間を七尺五寸としていたと考察された。一方、竈殿は、身舎梁に「長一丈八尺」、繫梁に「長一丈二尺」という注文である。楽屋に比べて、身舎梁・繫梁はともに、一尺ずつ長く注文されており、それらに伴い各柱間も楽屋より若干広いものが想定される。

柱上を舟肘木とし、梁上には肘木を載せた豕扱首を置くという架構に加え、背面庇とすることも楽屋と共通するので、垂木勾配についても楽屋と同じとしてよいであろう。そこで、身舎の垂木勾配を四寸二分とすると、一丈三尺の垂木の長さより、垂木の水平投影の長さは、約一丈一尺九寸八分となり、軒の出を楽屋と同様に四尺とすれば、身舎梁間の一間は約七尺九寸八分と算定される。端数を調整する¹⁹⁾と、身舎梁間の一間は七尺五寸、すなわち、身舎梁間の全長は一丈五尺となる。

庇の柱間も、化粧垂木の長さ勾配によって算出できる。庇の垂木勾配を二寸五分とすると、一丈三尺の垂木の長さより、垂木の水平投影の長さは約一丈二尺六寸一分となり、軒の出を身舎と同様に四尺とすれば、庇の柱間は、約八尺六寸一分と算定され、端数を調整すると、八尺五寸となる。

以上の結果、桁行柱間は六尺五寸、梁間は身舎を一丈五尺（柱間は七尺五寸）、庇を八尺五寸として復元を進めることにしたい。

【軸部】

柱 柱二十本（長一丈二尺、口八寸）

二十本の柱が注文されていることから、五間一面は桁行五間・梁間三間と確定できた。実用的な付属社殿として最低必要な六尺²⁰⁾を内法高（妻戸における無目敷居・無目鴨居間）として採用することにしたい。縁を設け、縁長押と内法長押が廻り、内法長押と軒桁の間には小壁板を嵌め、さらに、妻戸には無目敷居・無目鴨居及び長押が取り付くことを考慮する¹⁹⁾と、身舎柱の長さは一丈八寸とされる。柱の上端には、舟肘木を載せるため柄¹⁹⁾を作り出すことが想定されるので、身舎柱の仕口を含めた実長は一丈一尺三寸五分となり、注文された材木を六寸五分切除することとなる。一方、庇柱筋は身舎柱筋から二寸五分勾配で垂木を掛けるので、庇柱の長さは八尺六寸七分五厘、仕口を含めた実長は九尺二寸二分五厘となり、材木を二尺七寸七分五厘切除することとなる。そして、「口八寸」から円柱であることが分かり、仕上げ削りを施し、直径七寸五分とされる。

梁・繫梁 梁五支（長一丈八尺、方七寸）

鴨居二支（長一丈一尺、方七寸）

桁行五間の建築であるので身舎梁は六支必要となるが、「厩仁材木注進状」には「梁五支」と記されている。身舎梁上に載る豕扱首が六組あることから、身舎梁は六支必要であるのは明らかであるので、誤記としてよい。

身舎梁間が一丈五尺であり、身舎梁の端（梁尻）を柱真から一尺外に出していた²⁰⁾であろうから、身舎梁の長さは一丈七尺となり、材木を一尺切り縮めることとなる。断面は、六寸五分角とされる。

注文された「鴨居」は繫梁に相当する材である。その繫梁は二支であることから、庇の両端にのみ配されることが分かる。繫梁は、身舎梁と同様に梁尻を一尺外に出すと想定され、身舎柱に対しては柱幅の半分程度を大入れすると考えられるので、長さは九尺五寸となり、注文された材木を一尺五寸切り縮めることになる。断面は身舎梁と同じく六寸五分角とされる。

なお、身舎梁及び繫梁はともに、虹梁とするには細く、また、正方形断面であることから、陸梁であったと考えられる。

各種柳・棟木 桁棟十二支（長二丈二尺、弘六寸、厚五寸）

竈殿における「桁棟」は、身舎と庇の軒桁、身舎・庇境の桁及び化粧棟木を示し、四列にそれぞれ同じ長さが必要となる。十二支が注文されていることから、一列につき三支使うものとしてよい。一列の長さとしては、桁行柱間三丈二尺五寸に、側柱真から破風板の内面までの長さ三尺八寸七分五厘²¹⁾の両虜羽分を加えた四丈二寸五分が必要となる。往時の手法として、継手は腰掛鎌継と考えられ、一尺程度の継手が想定される。

したがって、注文された材木を中央部に使う場合、約一丈四尺四寸とし、注文された材木を七尺六寸程切り縮め、端部に使う場合は、約一丈三尺九寸とし、八尺一寸程切り縮めて使うものと考えられる。また、反りのない材木が注文されていることから、反りを作り出すものと想定され、一寸の反り上がりとするれば、太さは四寸五分角とされる。

縁長押・内法長押 長押三十支（長一丈八尺、方七寸）

注文された長押は、縁長押と内法長押に使うものとしてよい。桁行方向では、二間（一丈三尺）につき一支の長押を打ち、残る一間（六尺五寸）には半支（一支の半分）の長押を使う。また、梁間方向では、身舎柱間（一丈五

尺)に一支、庇梁間(八尺五寸)には半支の長押を使う。

まず、縁長押は、身舎と庇を合わせた四周に廻らせるので、桁行方向に五支、梁間方向に三支、都合八支を使う。内法長押は柱を内外から挟むので、身舎において、桁行方向に十支、梁間方向に四支、庇において²⁰⁾、桁行方向に五支、梁間方向に二支、都合二十一支を使うことになる。

すなわち、地長押と内法長押の総計は二十九支となり、注文された員数で賄うことができる。一支余るのは予備であろう。なお、それぞれ目違いで継ぐので五分の柄を作り出すことが想定される。

太さは、幅・成ともに六寸五分とされ、鎌倉時代の建築であるので台形断面としていたと考えられる。

なお、板壁や建具を配さない柱間(身舎・庇境の柱列)においては、内法長押下端に無目鴨居²¹⁾が必要であるが、注文には見られない。脱漏した可能性²⁴⁾がある。

壁板 佐久利板百廿枚(長九尺、弘一尺二寸、厚二寸五分、十二間分)

壁板として注文された「佐久利板」に「十二間分」と記されている。これは、板壁であるのが柱間十二間分であることを示しているとしてよいであろう。

側廻りにおける壁や建具として、この「佐久利板」の他に「妻戸一本」と部の用材かと思われる「二間料比樽」がある。五間一面であるので、側廻りの柱間は都合十六間あるが、板壁の十二間、妻戸の間、部と思われる二間を合わせると都合十五間にしかならない。これら以外に側廻りの建具は注文されていないことから、単純な注文間違いとしてよいであろう。ここでは、不明な一間分は板壁としておきたい。建具の配置については、妻戸及び部の項にて詳しく述べることにする。

縁長押 縁長押上端から軒桁下端までの寸法は、身舎で九尺二寸、庇で七尺七分五厘であるので、壁板はそれぞれ八枚と六枚を配せよ。妻面では、縁長押上端から身舎梁下端まで八尺九寸、繫梁下端まで六尺七寸五分であるので、壁板はそれぞれ八枚と六枚あれば十分である。妻戸と部が設けられるのは、身舎と考えられるので、身舎に四十八枚、庇に四十二枚の都合九十枚を使うことになる。残りの壁板は、妻面の梁上に使うものであろう。

柱の決入を左右合わせて一寸と想定すると、六尺五寸間、七尺五寸間、八尺五寸間に、注文された壁板をそれぞれ三尺一寸五分、二尺一寸五分、一尺一寸五分切除して使うものとされる。

【妻飾及び野屋根】

豕扱首 宇立六支(長四尺、弘七寸、厚三寸)

猪子差十二支(長七尺、弘六寸、厚三寸)

扱首束六支に対して扱首竿が十二支であるので、六組の豕扱首が身舎梁上に置かれることになる。身舎梁と化粧棟木の内法は、二尺八寸二分五厘と算定²⁵⁾され、その結果、扱首束は一尺七寸七分程となる。扱首束は豕扱首上の舟肘木に達するまで柄を伸ばすので、上の柄は五寸、下の柄は一尺五分程と考えられる。すなわち、扱首束の総長は二尺四寸二分程となり、注文された材木を一尺五寸八分程切除して使うものとされる。一方、扱首竿は長さが五尺五寸四分程で、扱首束と同様の柄を下に作り出すので、総長は五尺九寸程となり、一尺一寸程切除して使うことになる。

幅は仕上げに五分削ったと想定され、厚みも五分削るので、扱首束については幅六寸五分・厚二寸五分、扱首竿については幅五寸五分・厚二寸五分とされる。

化粧垂木 垂木五十支(長一丈三尺、弘四寸、厚三寸、ソリ二寸)

腰折垂木廿五支(長九尺、弘四寸、厚三寸)

「厩仁材木注進状」に挙げられた社殿のうち、庇を有する社殿においては、「垂木」と「母屋垂木」という二種の化粧垂木が注文されている。しかし、この竈殿では、「母屋垂木」に相当する化粧垂木が「腰折垂木」と記されている。身舎・庇境で屋根が腰折れとなることによる名称であろうが、同様の表記は御廐にも見られ、庇の柱間(梁間)が若干広いことに起因するのかもしれない。

注文された員数により、桁行方向に二列二十五支ずつの化粧垂木を配するものと考えられ、一間を四支割とする疎垂木となる。疎垂木であるので柱真打ちとされ、蟻羽の出は三支分となる。

前述したように、化粧垂木の勾配は楽屋に倣い、身舎は四寸二分、庇は二

寸五分とされ、軒の出を四尺と想定すると、注文された「垂木」を身舎では一丈二尺四寸程、庇では一丈二尺八寸程、「腰折垂木」を八尺一寸程として使うものと算定される。「垂木」は上部に継手として一寸五分程は必要とするものと考えられるので、それを加えると、身舎の垂木は一丈二尺五寸五分程、庇の垂木は一丈二尺九寸八分程となり、それぞれ四寸五分程、二分程を切除して使うものとされる。また、「腰折垂木」は、上下に継手を作り出すので、およそ八尺四寸五分程必要となり、五寸五分程切除して使うことになる。太さは、ともに幅二寸五分・成三寸五分とされる。

茅負 萱居六支〔長二丈二尺、弘六寸、厚五寸、ソリ三寸〕

竈殿は切妻造であり、茅負は片流れにつき一列ずつ必要である。注文された員数から、一列につき三支を使うものとされる。但し、中央部に使う茅負には反りは必要ない。

茅負は、「桁棟」と同様の長さ四丈二寸五分が必要である。注文された茅負の一分は、長さも「桁棟」と同一であるので、切除分も同じとなる。太さは、幅四寸五分・成五寸五分とされ、鎌倉時代の建築であるので、L字型断面としていたであろう。

木舞 木舞六十支〔長二丈二尺、四三寸〕

木舞は茅負と同じ長さ、すなわち一列に総長四丈二寸五分が必要である。「桁棟」や茅負と同じ長さの材木が注文されているので、一列に使う員数も同様に三支としてよいであろう。したがって、六十支では二十列できることになる。木舞の間隔はほぼ均等となることから、身舎正面の流れに八列、身舎背面と庇の流れに十二列が打たれることが分かる。

一列の総長四丈二寸五分を、注文された木舞三支、すなわち都合六丈六尺から取るので、一支を約一丈三尺四寸とし、八尺六寸程切除して使うものと考えられる。太さは、幅三寸五分・成二寸五分とされる。

垂木裏板 裏板百廿枚〔長二丈二尺、二寸半〕

天井の用材が挙げられていないので、化粧屋根裏としていたことが分かる。したがって、注文された「裏板」は垂木裏板としてよい。

正面及び背面ともに一枚を通して使うものと考えられ、正面の流れにおい

ては、注文された垂木裏板を一丈一尺九寸程とし、一丈二寸程切除して使い、背面の流れにおいては、二丈四寸程とし、一尺六寸程切除して使うものと考えられる。背面の流れに合わせた長さが注文されているので、正面の流れにおいて切除分が大きいことはやむを得ない。

「二寸半」が意味することは判然としないが、片流れにつき、垂木裏板を六十枚使うので、一枚の幅は六寸七分程と算定される。また、厚みについては、他の社殿を参照して、五分としたい。

破風板 破風六枚内〔四枚、長一丈四尺、弘一尺四寸、厚三寸
二枚、長九尺、弘尺四寸、厚三寸〕

破風板は、「垂木」と「腰折垂木」に相応して、「長一丈四尺」と「長九尺」の二種の板材が注文されている。長さは対応する垂木に合わせて使うものと考えられる。

反り増しするため、幅は一律ではないが、端部の最も広い所で一尺一寸程、中心部辺りの最も狭い所で八寸五分程の破風板が取れる。厚みは二寸五分とされる。

野垂木 立竿三十支〔長二丈二尺、四五〕

「立竿」は、野垂木に相当する材である。その野垂木として、すべて同長の材が三十支注文されていることから、片流れにつき一支ずつ、十五列を配することが可能である。注文された長さを正面の流れで一丈二尺程、背面の流れでは二丈四寸程として使うものと考えられる。野屋根内の部材であるので仕上げ削りは施さず、太さは幅四寸・成五寸とされる。

野屋根の木舞 木枕七十支〔長二丈五尺、四三寸〕

「木枕」は野屋根の木舞に相当し、一列に総長四丈二寸五分が必要であり、注文された長さでは、一列に二支ずつ、三十五列として使うと考えられる。野屋根内の部材であるので、幅四寸・成三寸とされる。

土居葺柿板 借葺柿千寸

「借葺柿」は、檜皮を葺くための仮葺、すなわち土居葺用の柿板と考えられる。員数を記さず「千寸」としているのは、柿板の厚さの合計が千寸になるという意味であろう。

【床】

大引・足固貫・根太 足固下桁三十支〔長二丈二尺、五六〕

「足固下桁」は、桁行方向に二支、梁間方向にも二支を繋いで使うものと考えられる。したがって、大引及び足固貫として、桁行方向に六支、梁間方向に十二支、都合十八支を使う。残る十二支を根太とすると、身舎梁間に四列、庇梁間に二列を配することができる。

床下の材木であるので、注文された太さをそのまま使うことにし、幅五寸・成六寸とされる。

床板 板敷板四十枚〔長二丈二尺、三寸半〕

「長二丈二尺」の注文であるので、梁間方向一列に二枚を継いで敷くものと考えられる。つまり、一列につき、「長二丈二尺」を身舎部分の一丈五尺に一枚、庇には半分を使うことになる。三寸半の意味するところは判然としないが、幅は一尺三寸程と算定され、厚さは他の社殿を参照して一寸五分としたい。

【造作】

舟肘木 舷木廿四支〔長五尺、弘六寸、厚五寸〕

組物の用材として、斗の注文はなく、肘木のみが注文されていることから、組物は舟肘木とすることが分かる。肘木は二十四支注文されているので、柱上の舟肘木だけの注文ではないと考えられる。柱上以外で、肘木を配する可能性があるのは豕扱首上である。豕扱首は六組あることから、肘木は六支必要である。その場合、柱上の舟肘木として使えるのは十八支であり、身舎妻面の中央柱上を除くすべての柱上に舟肘木を配することができる。

舟肘木の長さは、桁柱間を同じとする楽屋と同様に三尺三寸とし、一尺七寸切除して使うものとした。太さは、中央部分で幅四寸五分・成五寸五分とされる。豕扱首上の肘木についても、同様とする。

妻戸 妻戸一本 冠木二支〔長九尺、方七寸〕

方立二枚〔長八尺、弘八寸、厚二寸〕

間草鼠走二支〔長九尺、弘五寸、厚三寸〕

戸板四枚〔長八尺、弘一尺四寸、厚二寸〕

妻戸は「一本」すなわち一箇所に設けられていたことが分かる。妻戸の位

置は推測の域を出ないが、吉備津神社御釜殿では、正面（平側）中央間に妻戸が設けられている（図1参照）。また、仁治度竈殿の後身の可能性がある湯立殿も、『芸州殿島図会』（図2参照）では、平側中央間に妻戸とすることから、ここでは、仁治度竈殿の妻戸は、正面中央間に設けることにしたい。

妻戸の用材として、「冠木」すなわち妻戸上部の長押が二支、方立が二枚、「間草鼠走」すなわち、無目鴨居・無目敷居が二支、戸板が四枚注文されており、必要な員数に合致する。

まず、長押は、注文された「長九尺」を五寸切除して両脇の柱を挟むように八尺五寸として使うものと考えられる。太さは、幅・成ともに六寸五分とされる。内法長押及び縁長押と同様に、ほぼ台形断面としていたであろう。

方立は、無目鴨居・無目敷居間の内法である六尺とし、注文された材木を、仕口を控除して一尺九寸切除して使うものと考えられる。幅は六寸五分とし、柱に一寸の決りを施して嵌めるため、五分切除し、厚みは一寸五分とされる。

無目鴨居・無目敷居は、側柱の内法である五尺七寸五分として使い、仕口を控除して三尺程切除することになる。太さは、幅二寸五分・成四寸五分とされる。

戸板は、一枚につき注文された板を二枚継いで使う。「長八尺」を六尺九寸とし、一尺一寸切除して使うものと考えられる。板どうしは、合決で継ぐので、継手を一寸とすると、実幅は一尺二寸五分となり、一寸五分切除して使うものとされる。なお、端喰及び定規縁の注文がないが、小部材であるため脱漏したのかもしれない。

部 二間料比樽三十寸

部材名称を記さず、単に「二間料比樽」とある。「曆仁材木注進状」の中で、比樽が注文されているものとして、常行堂の「格子五間料楹大樽三百寸」、山臥長床の「部遣戸料比大樽五十寸」、大宮塀の「同（連子）子料比樽」、御廊の「半部八間料比樽六十寸」、夏堂の「部遣戸料比樽百六十寸」が挙げられる。これらはすべて、格子や部、連子等の開口部の造作材である。このうち、比樽に対する間数が明らかなのは、常行堂の格子と御廊の半部であり、それぞれ一間に換算すると六十寸及び七寸五分となる。竈殿に注文された比樽は二

間分三十寸であり、一間分は十五寸となる。格子の用材としては少なすぎ、半部としては多い。一間に十五寸の比博は、半部一間分の二倍の用材があるので、部であった可能性がある。

したがって、ここでは側廻りのうち、二間を部としていたと推定しておく。なお、配置については明確にはし難いので、復元図には付けられないことにする。

【廻縁】

縁束 大床柱三本〔長三尺、口六寸〕

「大床柱」すなわち、縁束が三本しか注文されていないことから、縁は一部のみで設けられていたことが分かる。三本の縁束では、二間の縁（縁束は柱真に配する）にしかならないが、「大床桁」（縁葛・縁板掛）として、「長二丈二尺」の材が注文されており、桁行柱間三間分は十分にある。また、注文された十支の「張桁」（縁繫）を二間に配すと、その間隔が狭すぎる。したがって、縁は三間であった可能性がある。この竈殿において、縁が必要なのは出入口である妻戸の前面である。妻戸とその両脇間を縁としていたのであろう。階段の用材は注文されていないので、縁の高さは一尺五寸が限度と考えられる。ここでは、礎石上端から縁板上端までを一尺五寸としておきたい。したがって、縁板の厚み二寸五分を引いた一尺二寸五分が縁束の高さとなる。この場合、注文された材木を一尺七寸五分切除して使うものとされる。「口六寸」とあることから、円柱としていたことが分かり、太さは直径五寸五分とされる。

縁葛・縁板掛 大床桁二支〔長二丈二尺、五六〕

「大床桁」は縁葛及び縁板掛を示すものと考えられる。注文された材木をそれぞれ一丈ずつ使うものであろう。先述したように、三間の縁と考えられ、縁葛は縁束を超え、両脇まで延びる縁板を支えるので、縁束真よりも一尺長く、全長を二丈一尺五寸として使うものと想定される。したがって、注文された「長二丈二尺」を五寸切除するものとされる。

床下の材であるので、太さはそのまま幅五寸・成六寸とする。縁板掛の長さ及び太さについても、同様とする。

縁繫 張桁十支〔長四尺、四三寸〕

「張桁」は縁繫を示すものと考えられる。縁束を三つ割りとして、縁繫を配せば注文された員数を過不足なく使うことができる。

縁繫は一尺切除して使うものとして大過はないであろう。側柱面から縁束の半分まで大入れとすると考えて、縁繫の実長を三尺とすると、縁幅はおよそ三尺五寸程が想定される。床下の材であるので、太さはそのまま幅三寸・成四寸とされる。

【屋根】

檜皮 檜皮百井

檜皮が注文されていることから、屋根を檜皮葺とする計画であったことが分かる。「曆仁材木注進状」における廻廊の材木注文²⁰⁾に従えば、五尺の縄で括って百束分の檜皮が注文されていることになる。

但し、先述したように、曆仁二年の段階では檜皮葺とする計画であったが、後に板葺に変更された。復元図は、「曆仁材木注進状」における記述により、檜皮葺としておく。

【不足材木】

裏甲

裏甲は屋根を葺くために必要であるが、その注文は見られない。ここでは、幅七寸・成一寸五分の大ききで桁行の蟻羽まで含めた全長四丈二寸の裏甲を復元図に付けることにした。

懸魚

通常、破風のある社寺建築には懸魚が付く。竈殿は、円柱で瓦棟とすることから、格式は低くはないので、猪目懸魚が推定される。

縁板

縁束や縁葛という材木が注文されていることから、一部に縁が設けられていたことは確実である。しかし、肝心の縁板の注文が見られないのは、明らかな注文忘れである。縁幅は柱面から三尺五寸とし、長さは二丈五寸、厚さは、「曆仁材木注進状」の御供屋における縁板の注文を参照して、二寸五分としておく。

【大棟】

「曆仁材木注進状」は、材木を注文している文書であるので、瓦製の大棟の

注文はない。ここでは、瓦木の注文がなく、大棟は瓦棟であったと判断できる。檜皮葺なので、大棟の端部は獅子口としていたと考えられる。

(四) 仁治度竈殿の形式

以上の考察に基づいて復元された仁治度竈殿の形式を改めて述べておく(図3~7参照)。

桁行五間(柱間六尺五寸)・梁間二間(柱間七尺五寸)の身舎の背面に一間(柱間八尺五寸)通りの庇を付けた五間一面、切妻造とする。

礎石建とし、円柱を立てる。身舎の棟通りは、妻面にのみ柱を設け、身舎内の柱は省略する。大引・足固貫及び根太により、床板を支持する。床板は、縁長押と等高になるよう、根太上に載せる。身舎・庇境を除いた身舎廻り及び庇廻りに内法長押を打つ。妻面中央柱を除く、すべての柱上には舟肘木を置く。身舎梁は陸梁で、舟肘木と桁の間に通す。梁上はすべて豕扱首とし、豕扱首上には肘木と化粧棟木を載せる。一軒疎垂木とし、軒先には反りを付ける。化粧垂木上には、茅負・木舞を載せ垂木裏板を張り、野屋根は野垂木と木舞から成る。柿葺の土居葺とし、その上に檜皮を葺く。端

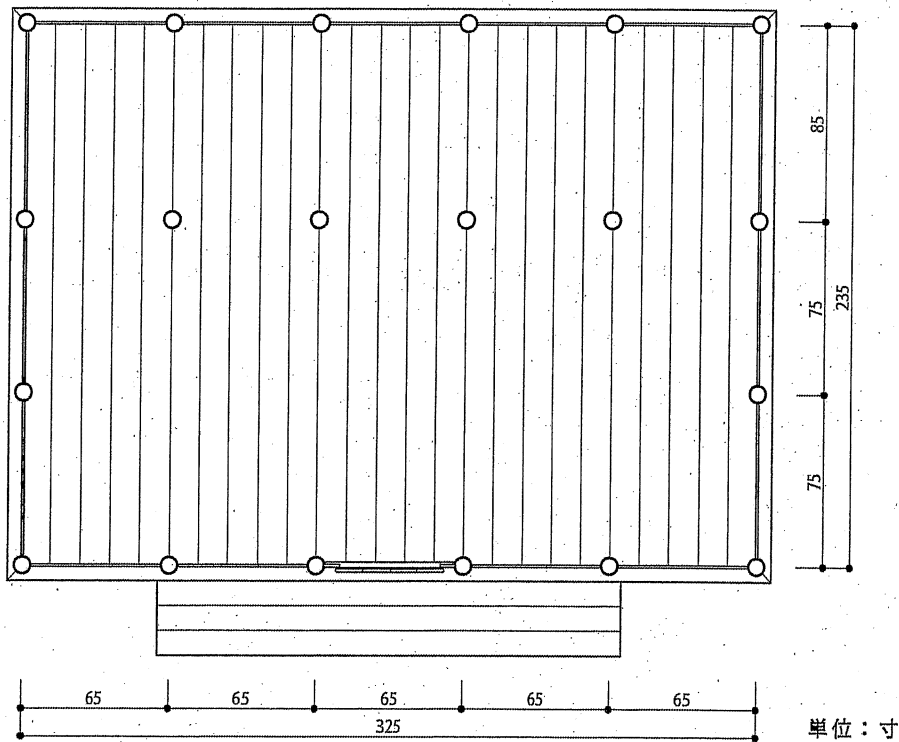


図3 竈殿復元平面図

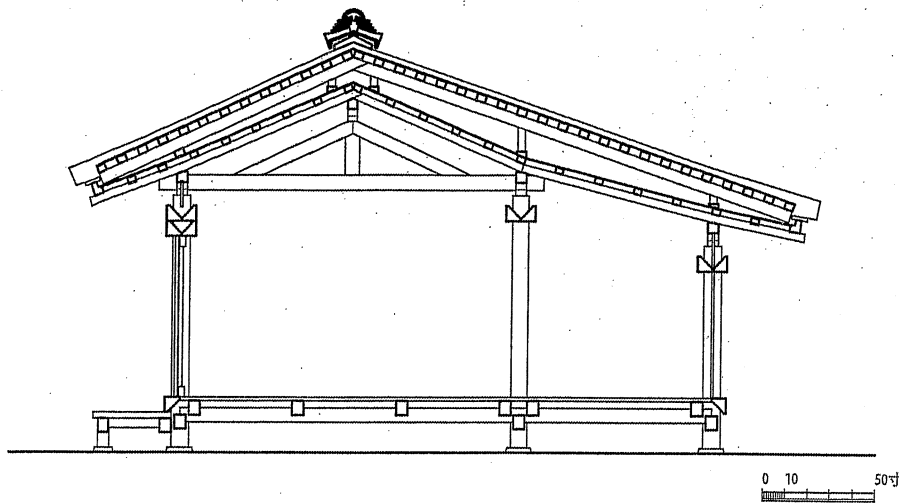


図4 竈殿復元梁間断面図

部を獅子口とした瓦棟を置く。正面中央間には妻戸を設け、その他の柱間は二間を部とし、残りはすべて板壁とする。また、妻戸の前面に、縁を設ける。なお、前述したように、計画変更され最終的には板葺となったが、その際には大棟を瓦木としたことが想定される。

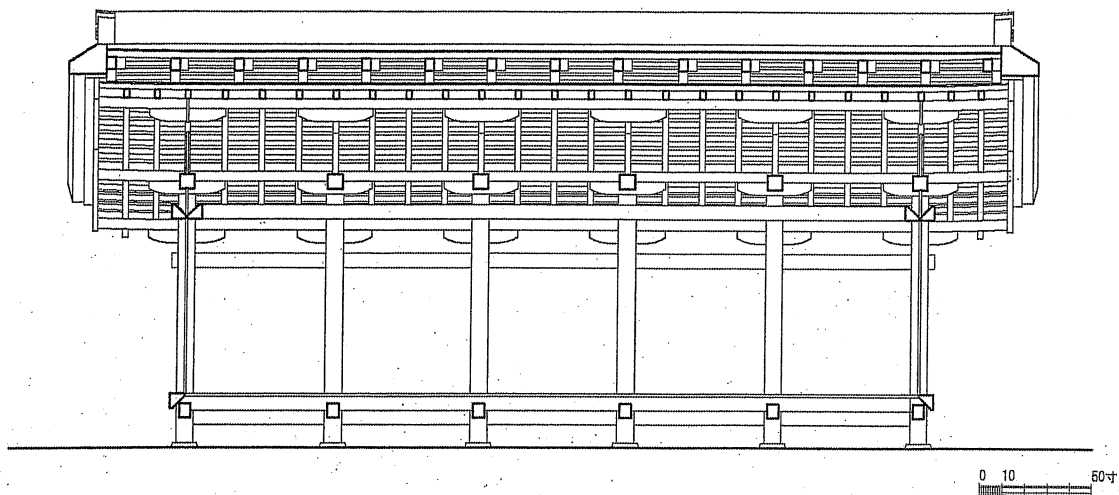


図5 竈殿復元桁行断面図

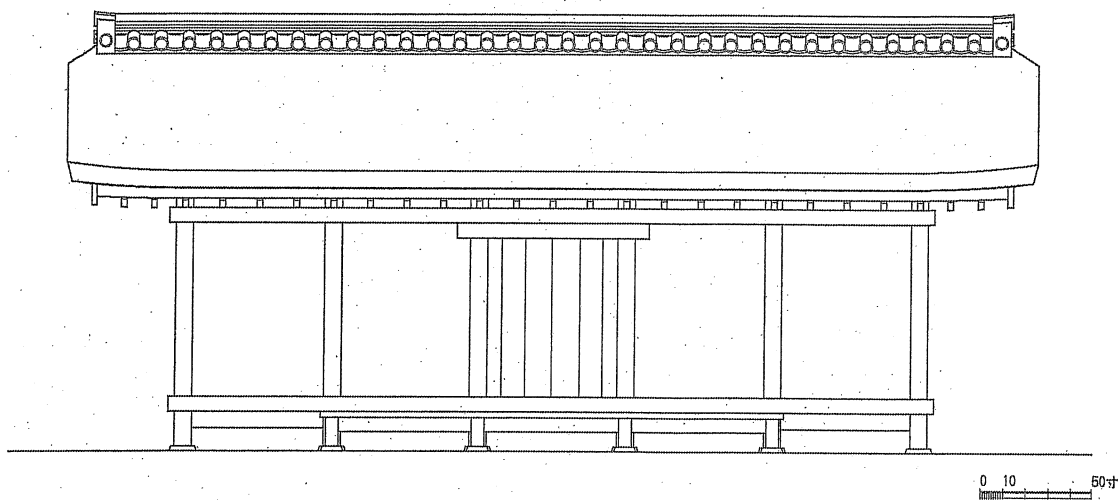


図6 竈殿復元正面立面図

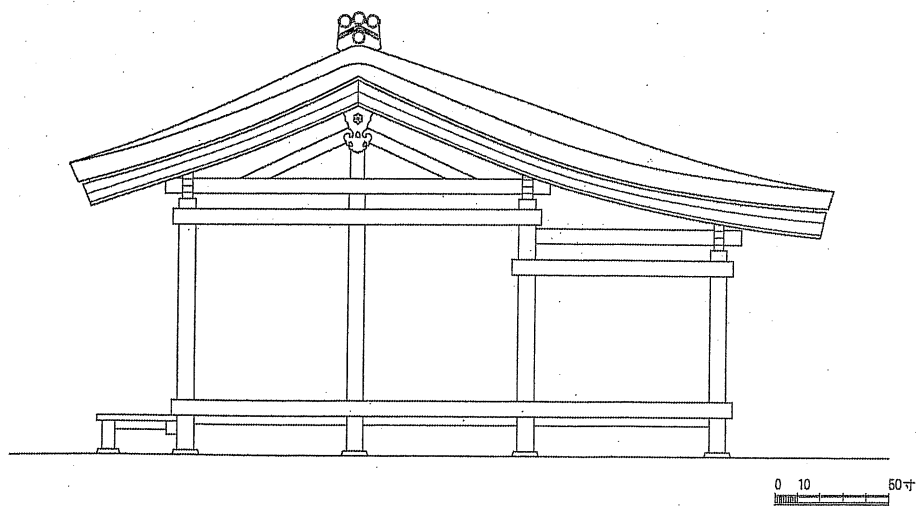


図7 竈殿復元側面立面図

四、仁治度竈殿の特色

仁治度竈殿の基本的な構造形式、すなわち、柱に陸梁を架け、豕扱首で化粧棟木を支えること、一軒疎垂木で化粧屋根裏とすること、繫梁は庇の両端部のみ架けること、組物を舟肘木とすることなどは、「厩仁材木注進状」により復元される他の仁治度付属社殿と共通する。但し、側廻りを開放とはせず、壁や建具を設けることは、仁治度付属社殿の特色からやや外れていると言わざるをえない。仁治度竈殿と同様に、建具や壁で四方を囲う仁治度付属社殿は、海上においては御供屋に限られ、陸上においても常行堂や夏堂等の仏教建築に見られるくらいである。

仁治度竈殿が閉鎖空間とされるのは、それが竈神殿という、神を祀り一種の神事を行う場であつたためとするのが妥当であろう。その中で部は、煙出として設けられたものと考えられる。

また、「厩仁材木注進状」には、「竈殿平門」の材木注文があり、竈殿には平門が備わつていたことが分かる。平門を伴う付属社殿は珍しく、竈殿が付属社殿の中でも特別な存在であつたことが分かる。

五、むすび

復元の結果、仁治度竈殿は、仁治度付属社殿において典型的な構造形式を示していることが分かった。但し、神殿であるがゆえに、四方を壁と建具で囲い、室内は閉鎖的な空間としていたと考えられた。

仁治度竈殿は鎌倉時代の竈神殿の様子を詳しく知ることができるとは珍らしい例である。本復元により、神社における付属社殿として、平門を設けるなどして、他の社殿とは差を付けて扱われるものであつたことも判明した。

なお、計画変更がなされ、結果的に板葺で再建されたが、円柱とし、大棟を木製の瓦木とはせず、正式の瓦棟とすることなどから、本来、板葺とすべき格式の社殿ではなかつた。仁治度においては、計画のみで、実際には完成することのなかつた社殿がいくつもある中で、屋根の格式を下げても、再建された重要な社殿であつたと言えよう。

註

1) 岡山市吉備津に所在。慶長十七年(一六二二)の建築で、重要文化財に指定されている。桁行七間・梁間三間の入母屋造、本瓦葺。

2) 山口佳巳「厳島神社の竈殿について」『史学研究』第二六二号、広島史学研究会、平成二十年)参照。

3) 史料通信叢誌第百編厳島誌所収文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

4) 新出厳島文書二二三(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

5) 新出厳島文書一〇三(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

6) 大願寺文書一(『広島県史』古代中世資料編Ⅲ、昭和五十三年、所収)

7) 吉備津神社においては、現在でも御釜殿で釜鳴神事が行われている。

8) 元龜三年(一五七二)の「毛利輝元書状(切紙)」(『厳島野坂文書四九六』に、当社御遷宮御立御湯立旧冬(廿七)、同御落着之御湯立(廿八)懇被執行、御湯之初穂送給候、謹而頂戴令満足候、慶事猶永日可申述候、恐々謹言(傍点筆者)

とある。その他、「大内氏奉行入連署書状(切紙)」(『厳島野坂文書一四九』、「毛利元就書状(切紙)」(『厳島野坂文書二二三・二二四・二二五』、「毛利隆元願書」(『厳島野坂文書三六一』)等(以上、すべて『広島県史』古代中世資料編Ⅱ、昭和五十一年、所収)、多数。

9) 元和九年(一六二三)の「宮島社堂塔付立下書」(『野坂家文書・町史二一』、『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)に、

一湯立舞殿 面三間
いり五間

同かくや、式間四方
同いかき、八間

とあり、楽屋を伴い、井垣を廻らせていたことが分かる。また、慶安元年(一六四八)の「大宮及諸堂社明細建立図」(『大願寺文書・町史五九九』、『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)に「湯立舞殿」として、「桁行六間四尺五寸、はり行三間」と記された絵図がある。

10) 慶安三年(一六五〇)の「厳島社間教目録」(『大願寺文書・町史四五一』、『宮島町史』特論編・建築、平成九年、所収)において、「湯立舞台」(桁行六間四尺五寸、梁行三間)として記している。

- 11) 『芸州厳島図会』(岡田清編、臨川書店、平成七年上梓)、『芸藩通志』(頼杏坪・加藤景嶺ら編、国書刊行会、昭和五十六年上梓)等による。
- 12) 復元方法については、山口佳巳「仁治度厳島神社楽屋の復元的研究」(『建築史学』第五一号、建築史学会、平成二十年)を参照されたい。
- 13) 間面記法の解釈については、三浦正幸「間面記法の運用に関する考察」(『仏教芸術』第二七〇号、毎日新聞社、平成十五年)に詳しい。
- 14) 庇の柱間(梁間)が八尺五寸で、庇の垂木勾配が二寸五分とした場合の値。
- 15) 仁治度楽屋については前掲論文(註12)にて、詳しく復元考察を行った。
- 16) 算定上、仮に垂木は最大限使ったものとしているので、切り上げて八尺とすることはできない。
- 17) 前掲論文(註12)を参照されたい。
- 18) 小壁の板(幅一尺一寸)は、軒桁下端に五分の決りを施し、内法長押の上端よりも五分下まで嵌め込むものと想定した。したがって、身舎柱の長さは、内法高(六尺)に縁の高さ(一尺五寸)、縁長押(六寸五分)・無目敷居(四寸五分)・無目鴨居(四寸五分)・妻戸の長押(六寸五分)・内法長押(六寸五分)・小壁(一尺)の成を加えた値から舟肘木の成(五寸五分)を引いた値である。
- 19) 舟肘木の成と同じ五寸五分が想定される。
- 20) 鎌倉時代に建立された神社の付属社殿において、柱上を舟肘木とするものは現存例が少ないが、桜井神社拝殿(大阪府堺市)が挙げられる。桜井神社拝殿では、梁尻を柱真から一尺外に出すことから、ここではそれに従うことにしたい。
- 21) 蟻羽の出(側柱真から破風板真)を軒の出と同じ四尺とし、そこから、破風板の厚みの半分(一寸二分五厘)を引いた値。
- 22) 身舎・庇境の柱列には、すでに身舎において内法長押を計上したので、それを除く三面に内法長押を廻らせる。
- 23) 「曆仁材木注進状」においては、「柱貫」と記される。
- 24) 「曆仁材木注進状」によって復元される朝座侍屋においても、内法長押下に配されるべき無目鴨居(「柱貫」)の注文がなかった。朝座侍屋の場合は、社殿の格式が低いため、省略されたものと考えられる。朝座侍屋の復元については、山口佳巳・三浦正幸「厳島神社廃絶社殿の復元的研究——仁治度再建社殿について——」(『内海文化研究紀要』第三四号、広島大学大学院文学研究科附属内海文化研究施設、平成十八年)を参照されたい。
- 25) 身舎梁は舟肘木と桁の間に架かり、身舎の化粧垂木は四寸二分勾配で掛かることに

よる。

26) 「曆仁材木注進状」における廻廊の注文では、「檜皮十二井(五尺井縄)」とある。

27) 仁治度において、平門を伴う付属社殿は竈殿以外にはない。なお、近世には、宝蔵や御供所(陸上に新たに建てられたもの)等、一部の付属社殿に門が配されるようになったようである。

図1は「岡山県の近世社寺建築」(岡山県教育委員会編、昭和五十三年)所収図を、図2は「芸州厳島図会」(岡田清編、臨川書店、平成七年上梓)より転載したものである。